

入札説明書

群馬県では、県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「土屋文明記念文学館自動販売機設置場所貸付に係る県有財産賃貸借」についての入札を実施します。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

物件 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
1	土屋文明記念 文学館の一部	高崎市保渡田町 2000番地	2階喫茶室	位置図のとおり	2.3 m ² (1.0m×2.30m)

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

※2 回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者との間で協議のうえ決定します。

(2) 貸付期間

令和8年9月1日から令和13年3月31日までの5年間(更新なし)

(3) 貸付条件等

別添仕様書のとおり。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者(子会社又は関連会社を除く。)に委託した場合は、実績に含めないこと。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月19日(水) 午後2時

(2) 場所

群馬県高崎市保渡田町2000番地
土屋文明記念文学館2階 研修室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、1物件行います。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

(4) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

②再度の入札は2回までとします。

③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(5) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

5 入札保証金

入札の前に入札保証金をお預かりします。

「入札保証金提出書」の所定の欄に実印が必要となります。入札保証金は、入札見積金額の5%以上です。小切手で納付する場合には、振出人が銀行である自己宛小切手を使用してください。

再入札の場合で、前回提出した入札保証金では入札金額の5%以上を満たさない場合は、差額分の「入札保証金提出書」と入札保証金の提出をお願いします。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければなりません。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札(代理の場合も含む。)

③委任状を提出しない代理人のした入札

④不正行為による入札

⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧申請書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行った者の入札

⑨その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

7 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとします。
- (2) 落札者は令和8年8月24日(月)までに、契約書に記名押印のうえ募集要項4の(2)の場所に提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合(上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。)には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

9 契約保証金

納付することとします。納付金額は契約金額の100分の10以上とします。

ただし、群馬県財務規則に定めるところにより、次のいずれかに該当する場合は免除とします。

- 一 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 契約の相手方が、政令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により知事が必要と定めた資格を有する者で、当該契約が確実に履行されると認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 五 第百九十一条第二項第一号、第二号及び第三号の規定に該当するとき。
- 六 随意契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。

10 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。